

## 百里飛行場(茨城空港)利用者利便向上協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、百里飛行場(茨城空港)利用者利便向上協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、空港法第3条に規定する「空港の設置及び管理に関する基本方針」に沿って関係者が相互に連携及び協力し、百里飛行場(茨城空港)を利用する一般公衆の利便の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために以下の事業を実施する。

- 一 就航路線を活用した地域経済活性化の資する事業
- 二 空港利用者の快適化に資する事業
- 三 空港を活用した茨城県の魅力発信に資する事業
- 四 その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(構成員)

第4条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

なお、協議会は、他の関係者をオブザーバーとして参加させ、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議長)

第5条 協議会に議長を置き、百里空港事務所長をもって充てる。

2. 議長は、協議会を代表し会務を総理する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、百里空港事務所に置く。

(招集)

第7条 協議会は、議長が招集する。

2. 構成員は、議長に対し、協議会の招集を要請することができる。

(運営)

第8条 協議会は、代理出席を含め、構成員の過半数の者が出席しなければ、開催することができない。

2. 協議会の議決案件は、出席している構成員全員の同意によれない場合には、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

この場合において、議決案件に直接関係すると議長が判断する構成員の同意が得られなければ、当該議決案件は否決されたものとみなす。

(幹事会)

第9条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会のもとに幹事会を置くことができる。

2. 幹事会の組織及び運営については、議長が別途定める。

(専門部会)

第10条 協議会の目的に沿った専門的な事項を協議するため、協議会のもとに専門部会を置くことができる。

2. 専門部会の組織及び運営については、議長が別途定める。

(経費負担)

第11条 協議会の開催に必要な経費は、構成員が負担する。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、事務局において行う。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の議決をもって定める。

附 則

この規約は、平成22年9月9日から適用する。

【構成員】

関東地方整備局鹿島港湾・空港整備事務所  
関東運輸局 茨城運輸支局  
茨城県  
小美玉市  
(財)茨城県開発公社茨城空港ビル管理事務所  
アジアナ茨城(株)空港サービス支店  
スカイマーク(株)空港本部東京空港支店  
(社)百里地域振興協議会  
東京航空局百里空港事務所

【オブザーバー】

航空自衛隊百里基地第七航空団司令部  
財務省横浜税関鹿島税関支署つくば出張所  
法務省東京入国管理局水戸出張所  
厚生労働省東京検疫所鹿島出張所  
農林水産省横浜植物防疫所東京支所  
農林水産省動物検疫所成田支所  
石岡地区ハイヤー事業者協議会  
(株)すぎのや  
亀印製菓(株)  
(株)トヨタレンタリース茨城  
関東鉄道(株)  
関鉄グリーンバス(株)  
羽田タートルサービス(株)